

「蓮華寺池公園野外音楽堂」使用許可判断基準

(令和2年6月26日)

- ◆ 令和2年5月4日に国が公表した「新しい生活様式」に基づき、本施設を利用する際の当面の利用条件を設定し、使用許可の判断基準とする
藤枝市新型コロナウイルス感染症対処方針の改定（令和2年6月19日）により、一部の記載を変更しました。（赤字部分）

＜利用条件＞

- ① 利用者同士の間隔を十分に確保する
- ② 観覧席を利用する場合は75人以下とする
(収容人数の1/2以下で利用)
- ③ 会話する際は可能な限り真正面を避ける
- ④ 対面で利用する場合は必ず距離をとる
- ⑤ 利用者全員マスクを着用する（咳エチケットの徹底）
ただし利用者同士で十分な距離(2m以上)が取れる場合はこの限りではない
- ⑥ 利用前後に手洗い、手指消毒を行う
- ⑦ 利用前に事前の体温測定、健康チェックを行う
- ⑧ 体調不良者及び特定警戒都道府県に14日以内に滞在歴がある者については利用させない

使用責任者が、利用者全員に対し以上8つすべての利用条件を遵守させるよう万全な感染防止策を確実に行った場合のみ、使用可とする。なお、利用中に1項目でも該当する内容が確認できなかった場合は、使用を中止させる。この場合使用料は還付しない。

※当基準は、今後の新型コロナウイルスの感染状況により、変更または廃止する可能性がある。